

# 婦人保護事業の概要

## 1. 根拠法等

- ① 売春防止法(昭和31年制定)
- ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年制定/16年・19年・25年改正)
- ③ 人身取引対策行動計画(平成16年12月)→人身取引対策行動計画(2009・2014)
- ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年制定/25年改正・28年改正・令和3年改正)

## 2. 対象女性 (①~④:「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<局長通知>)

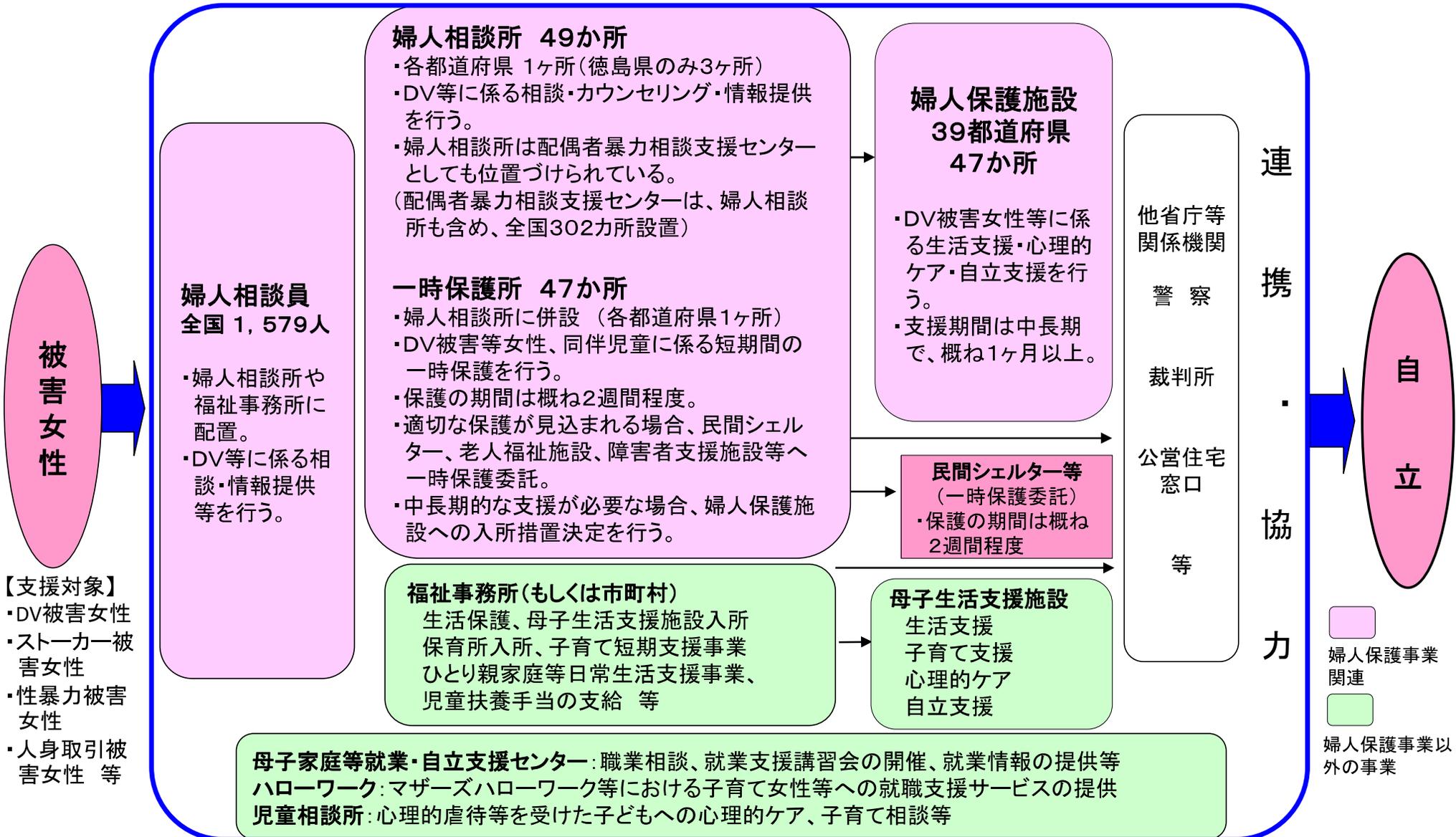
- ① 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ② 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ③ 配偶者からの暴力を受けた者(事実婚を含む)
- ④ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ⑤ 人身取引被害者(婦人相談所における人身取引被害者への対応について<課長通知>)
- ⑥ ストーカー被害者(「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<課長通知>)

## 3. 実施機関等

- ① 婦人相談所(配偶者暴力相談支援センター)及び一時保護所
- ② 婦人相談員(都道府県婦人相談所・市福祉事務所等)
- ③ 婦人保護施設(都道府県・社会福祉法人)
- ④ この他、①の一時保護の委託先として母子生活支援施設・民間シェルター等

# 婦人保護事業の概要

○婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施策など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせることで被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。



(注) 婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数 は令和4年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数 は令和4年3月現在

# 婦人保護事業における基本的な支援の流れ

「婦人相談所ガイドライン」(令和元年7月改訂後)を基に作成。

## I 相談

### 1. 多様な相談ルート

- 本人からの電話相談
- 警察からの要請
- 市区や福祉事務所の婦人相談員からの要請
- 配偶者暴力相談支援センターからの要請

### 2. 来所相談

一時保護を含めた婦人相談所での支援が必要な場合は、婦人相談所への来所を促し、面接を行う。

〔 婦人相談所では、対応が難しい場合や他により適切な機関がある場合には、他の機関につなげることもある。 〕

## II 面接

- 面接を行う場所として利用者のプライバシーを考慮し、面接室などの個室で安心して面接できる空間を確保する。
- 面接に当たっては、これまで利用者が置かれていた状況に十分に配慮し、利用者本位の傾聴の姿勢で臨む。

## III ケース記録の作成と管理

- 記録には、同伴者を含めた利用者の基本情報から、支援に至るまでの生育・生活歴、健康状態、本人の意向等までを記載。
- 併せて、利用者のプライバシーの保護や安全の確保が図られる情報管理を行う。

## VI 施設入所等

- 婦人保護施設へ入所
  - ・ 利用者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援。
- 母子生活支援施設へ入所
  - ・ 同伴児童のいる利用者の自立に向けて、生活を支援。
- 地域での自立した生活へ移行

## V 一時保護

- 看護師、(嘱託)医師が健康状態を把握。
- 一時保護に至った経緯等を踏まえ、心理面接を実施。  
〈一時保護を委託する場合の主な委託先〉  
婦人保護施設、母子生活支援施設、民間シェルター

### 一時保護中の支援

- ・生活支援、心理的ケア
- ・同伴児童の学習支援
- ・退所後に利用可能な施設についての情報提供、利用者による検討の支援
- ・自立して生活するための就業についての情報提供

## IV 入所調整会議

- 利用者本人の意思、本人の自立に向けた具体策を十分に尊重した上で、利用者の支援に関する方針や、同伴家族の対応について決定。
- 入所調整会議で出された方針について、利用者本人に説明し、同意を得る。